

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提出者及び紹介議員
28年ー 9 (28. 2. 22)	総 務	<p>鳥取県個人番号利用事務を定める条例（案）に反対することについて</p> <p>▶請願理由</p> <p>1、鳥取県は上記「鳥取県個人番号利用事務を定める条例（案）」について『平成27年度第3回県政参画電子アンケート「マイナンバー制度に関するアンケート」』を実施した。 その『調査結果』の【問5】「県が独自にマイナンバーを行政事務に利用することについて、どう思いますか」において、「県民にとってメリットになることには、積極的に利用すべき」は32.4%に対し、「法律が定めるマイナンバー利用事務と一体的なものなど、必要最小限の利用とすべき」28%、「法律が定める事務についてのみの利用に留めるべき」25.4%と、過半数（53.4%）が法定内での運用を求めている。事前に「県民アンケート」を実施した以上、県民の声に応えるべきである。</p> <p>2、「マイナンバー制度」は、現在全国的に「通知」が行われている段階であるが、すでに各地でトラブルが発生している。“マイナンバー詐欺”や求めているのにマイナンバーが自動印字された住民票が発行されたり、当県内でも誤配達がおきたりしている。今後、政府は「各種民間のオンライン取引等」にも拡大する予定であるが、県民がセキュリティやプライバシーの観点から心配している（「アンケート」【問6】）のが、現状である。 ちなみに、イギリスでは2006年に導入した国民IDカード法を人権侵害への危険があることや巨費が浪費されるおそれがあるとして2010年に廃止。カナダはプラスチック製のSNカード発行を停止。アメリカも3年間で“なりすまし”被害が1170万件出て、各種利用制限や限定番号への移行が検討されている。これが世界の趨勢である。</p> <p>3、県民からは次のような疑問の声が寄せられている。代表的なものだけを記す。 □マイナンバー制度が導入されることにより、行政事務にお</p>	<p>鳥取民主商工会 会長 奥田清治</p> <p>(紹介議員) 市谷知子 錦織陽子 長谷川稔</p>

		<p>いて民間事業者による新たな参入機会が生まれることや、将来的に民間利用もあり、個人情報などの守秘義務が形骸化される危険がある。</p> <ul style="list-style-type: none">□システムの構築や運用に多くの税金が投入され、その費用対効果や共通番号制にこだわる理由が不明。□利便性ばかり強調され、リスクや特に個人情報の保護、権力者による情報コントロールへの危惧などは抽象的で、十分に安全性が担保されていない。□「住基カード」から「番号カード」へ。常時カードを携帯することになるのか。カードがなければ十分なサービスが受けられないのは社会的弱者にとって「法の下での平等」に反しないのか。□「マイナポータル」「電子私書箱」「社会保障個人勘定」の意味が不明。給付制限、サービス制限など差別的運用の危険性がないのか。□事業者には管理義務など過大な負担のみでメリットがない。□刑事事件捜査や租税犯則事件捜査などが第三者機関の適用除外とされているのが怖い。 <p>これらの声に積極的に十分な説明がなされていない。</p> <p>4、そもそも「マイナンバー制度」は、プライバシー権の侵害として専門家から“違憲”の指摘もある。今後、「安保関連法」同様に国民的反対大運動が起こってくる事案である。したがって、鳥取県がいち早く法定外に広げた「条例」など策定する必要はない。</p> <p>以上のような理由により、議会として「条例案」に反対されるよう請願する。</p> <p>▶請願事項</p> <p>法定事務以外にまで適用を広げる「鳥取県個人番号利用事務を定める条例（案）」に反対していただきたい。</p>	
--	--	---	--